

# 委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のもの適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

**第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

**第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

**(受発注者共同による品質確保)**

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

**(ウィークリースタンス)**

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

**(業務スケジュール管理表)**

**第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

**(Web会議【受注者希望型】)**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

### （W e b 検査【受注者希望型】）

**第 9 条** 本業務は、建設 D X による業務の効率化を目的とした「W e b 検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、W e b 検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### （業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

**第 1 0 条** 本業務は、建設 D X による業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

### （オンライン電子納品）

**第 1 1 条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第 1 2 条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyu>

### （C I M 活用業務【受注者希望型】）

**第 1 3 条** 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M 活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M 活用業務試行

要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第14条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「R 8 阿土 南部健康運動公園 阿南・桑野他 環境施設設計業務 特記仕様書」のとおりとする。

## 第1章 総則

### 1-1. 適用範囲

本特記仕様書は、南部健康運動公園において、多目的広場法面の改修設計および熱中症対策施設として設置するミストポール及びパーゴラの詳細設計業務に適用する。

### 1-2. 業務目的

南部健康運動公園において、多目的広場の遊具周辺の法面の裸地化に伴う広場（法面）の改修設計を行う。

また、来園者の熱中症対策施設としてミストポール及びパーゴラの詳細設計を行う。

## 第2章 広場改修設計

### 2-1. 主な業務内容

#### ・与条件の細部検討

- ①与条件や既往資料等の把握と整理
- ②適用設計条件や設計基準の確認と整理
- ③現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況など)

#### ・実施設計の検討

- ①公園利用状況や既存施設等を勘案し検討
- ②安全性・機能性に関する検討と設定
- ③施工性・市場性に関する検討と設定
- ④既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定

#### ・実施設計図の作成

必要に応じて、以下の実施設計図等の作成を行う。

- ①施設計画平面図
- ②寸法割付平面図
- ③敷地造成計画平面図
- ④供給処理設備平面図
- ⑤撤去平面図

平面図については、必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成

- ⑥各種施設の構造図の作成（必要に応じて図面特記事項を付記）
- ⑦その他工事発注に必要な図面

#### ・数量計算

図面および工事仕様書に基づき、工事工種体系及び土木工事数量算出要領に準じて数量を取りまとめるものとする。

#### ・概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴収による単価等に基づいた概算工事費の算出。

- ・実施設計説明書の作成  
上記検討資料を取りまとめた報告書の作成
  
- ・照査
  - ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
  - ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
  - ③成果品の内容の適正照査

### 第3章 ミストポール及びパーゴラ設置設計

#### 3-1. 設計方針

- ・共通
  - 公園利用状況等を勘案し、設置箇所を検討
  - 設置製品の検討
  - 結果とりまとめ（課題整理）
  - 工事用の設計図面作成
  - 概算工事費、維持保守費（ランニングコスト）算出
- ・ミストポール
  - 気化熱による周辺温度低下効果を得るため、ミストポールを2基設置予定。
- ・パーゴラ
  - 直射日光を遮蔽し、日陰空間を創出
  - 独立型パーゴラ(柱芯 3.0m×3.0m 程度)を2基設置予定。

#### 3-2. 適用基準

- 建築基準法関係法令に準拠
- その他必要な関係法規・基準

#### 3-3. システム形式

- ・ミストポール
  - 水道直圧式

#### 3-4. 設置形式

- ・ミストポール
  - 独立ポール型式
  - 噴霧方式：手動式

#### 3-5. 付帯設備

- シェルター内にベンチ、テーブル等の休憩施設を設置
- 熱中症予防啓発サインの設置

#### 3-6. 主な業務内容

- ・与条件の細部検討

- ①与条件や既往資料等の把握と整理
- ②適用設計条件や設計基準の確認と整理
- ③現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況など)

・諸施設の検討および設定

- ①公園利用状況や既存施設等を勘案し、配置位置を検討
- ②安全性・機能性に関する検討と設定
- ③施工性・市場性に関する検討と設定
- ④既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定

・実施設計図の作成

必要に応じて、以下の実施設計図等の作成を行う。

- ①施設計画平面図
- ②寸法割付平面図
- ③敷地造成計画平面図
- ④供給処理設備平面図
- ⑤撤去平面図

平面図については、必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成

- ⑥各種施設の構造図の作成(必要に応じて図面特記事項を付記)
- ⑦その他工事発注に必要な図面

・数量計算

図面および工事仕様書に基づき、工事工種体系及び土木工事数量算出要領に準じて数量を取りまとめるものとする。

・概算工事費の算出

提供された単価、または見積り徴収による単価等に基づいた概算工事費の算出。

・報告書作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

・照査

- ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③成果品の内容の適正照査

#### 第4章 打合せ

打合せの回数は、業務着手時、中間打合せ(1回)、成果物納入時の計3回とする。